

カトリック松阪教会 小教区評議会規約

第1章 小教区評議会の設置

(設置と名称)

第1条 カトリック松阪教会に「小教区評議会」を設置し、名称を「カトリック松阪教会 小教区評議会」とする。

(目的)

第2条 「小教区評議会」は、小教区がカトリックの普遍教会、および京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』の目的のために資する運営を行うために設置する。

(主宰)

第3条 「小教区評議会」は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

(評議員)

第4条 「小教区評議会」の「評議員」は、次のものによって構成される。

- ① 信徒の代表として選出された「役員」
- ② 各部会の代表者
- ③ その他のグループの代表者

(評議会の会合)

第5条 「小教区評議会」の会合は、ブロック担当司祭団の招集によって原則として月1回開催する。但し、必要な場合はブロック担当司祭団の判断で臨時の会合を開催することができる。

(審査事項)

第6条 「小教区評議会」は、小教区の運営活動全般に関わる事柄について審議し決定する。主な事項は以下のとおり。

- ① 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成。
- ② 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。
- ③ 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。
- ④ 各種部会、任意団体・グループ等の設置や改変。
- ⑤ 「小教区評議会規約」の変更。
- ⑥ その他の重要事項。

(審議決定と承認)

第7条 出席者の合意により、福音の精神による対話を大切にして、結論を出す。決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経て、実行される。

第2章 役員

(役員の選出)

第8条 「小教区評議会」の役員は、教会運営に奉仕する信徒の代表者ことで、定数は3名とする。役員の選出は次のとおり。

- ① 信徒の投票により役員候補者3名を選出する。なお、選挙権、被選挙権とともに、教会に在籍する20歳以上の信徒が有するものとする。
- ② 選出された役員候補者を基に、ブロック担当司祭団が役員を任命する。
- ③ 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- ① 役員は、ブロック担当司祭団とともに、小教区における『共同宣教司牧』のチームとなって、小教区全体の運営について調整する。
- ② 「小教区評議会」の会合の準備、議事運営、記録等を行う。
- ③ 小教区の代表として「ブロック会議」や「地区協議会」に派遣される。

第3章 部会制度

(部会)

第10条 小教区における重要で不可欠の活動のため、小教区に教育部・典礼部・広報部・施設管理部・財務部・国際協力部の6つの部会を設置する。この部会は「小教区評議会」で決定された小教区の方針にしたがって活動する執行機関とする。なお、業務分掌は別に定めて公示する。

(全員参加)

第11条 小教区の活動や奉仕業務を、信徒全員が「一人一役」とするため、信徒各自の事情がある場合を除いて、原則として信徒全員が何れかの部会に属することとする。

(財務部の奉仕者メンバー)

第12条 「財務部」の奉仕者に関しては、メンバーは公募しないで、ブロック担当司祭団と役員とが相談し、司祭団が指名する。

(部の責任代表者)

第13条 財務部以外の各部会に、まとめ役として責任代表者1名をおく。責任代表者はブロック担当司祭団と役員とが相談し、司祭団が指名する。責任代表者は、「小教区評議会」に評議員として派遣される。各部の責任代表者の任期は1年とし、再任は妨げない。

(墓地管理)

第14条 墓地管理に関する業務や活動が小教区の公の活動となるよう支援し、かつ監督するため、役員のうち1名を墓地管理の担当者とする。

第4章 小教区総会

(名称と性格)

第15条 信徒全員が参加する小教区総会を開催することができる。この小教区総会は、小教区の最高決議機関でなく、「小教区評議会」で決定され、司教団によって承認された事項についての信徒への周知の機会、また信徒が小教区運営について自由に意見を述べることができる機会とする。

(開催)

第16条 「小教区総会」の開催は原則として年1回（1月）とし、招集するのはブロック担当司祭団とする。

第5章 会計監査

第17条 会計監査を司祭団の指名により複数名置く。

附 則

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の司教認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

ナハラニ 大家喜直

